



# 経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

## 2024年4月 管理部門注目のイベント

- 1日
- ・労働基準法施行規則改正  
労働条件明示のルールなど
  - ・改善基準告示改正  
特定業種の労働時間上限規制見直し
  - ・商標法改正  
登録可能な商標の拡充など
  - ・不正競争防止法改正  
デジタル化に伴うブランド・デザインの保護強化など
  - ・障害者差別解消法改正  
事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

# 令和6年度 税制改正大綱 押さえるべきポイント

1年に1度発表される税制改正大綱を知れば、税制面での大きな変更点や次年度以降に検討されている税制の方向性が分かります。その影響範囲はとて大きく、特に経営者や管理部門の担当者は事前に内容をチェックし、事業運営に活かす観点での対応が求められます。今回は「賃上げ促進税制の強化」が特に大きな目玉で、今から対応を検討し実施することで、企業・従業員ともにメリットがもたらされます。

中小・中堅企業やその幹部層に影響のある押さえるべきポイントについて、税理士法人アイユーコンサルティング 青木恵税理士にお話を伺いました。



税理士法人アイユーコンサルティング  
税理士  
青木 恵 (あおき めぐむ)

改正の内容は、当然ながら時勢が反映されています。令和6年度の税制改正の大きな方針は以下のとおりです。

- 人材投資を促すインセンティブ（控除枠の拡大）を設け、賃上げを促進
- 生産性向上・供給力強化を目指した、国内投資の促進
- 地域経済の活性化
- グローバル化への対応
- 税負担の公平性の確保

なかでも、「企業の従業員の賃上げに関する内容」が今回の税制改正の大きな目玉となっており、かつ、中堅・中小企業

### 改正の大きな方針



[図表1]中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

出典:「中小企業者の定義」(中小企業庁)

に対する影響度合いが大きいため、本稿では手厚く紹介します。  
 ちなみに、これまでは大企業の区分に含まれていた企業のうち、従業員数が2000人以下の企業が新しく「中堅企業」と法律上定義され、税区分が新設されました。つまり、大企業が更に細かく分けられ、中堅企業というカテゴリーが新設されたのです。言い換えると、従業員

員数が2000人以下の企業かつ中小企業の定義に該当しない企業が、中堅企業です。

従業員数が多い順に大企業→中堅企業→中小企業→小規模企業者に分類されたこととなります。中堅企業の数はおおよそ一万社弱で、400万社以上ある中小企業に比べると、該当企業は比較的少ないのが特徴です。

なお、「製造業なら従業員300人以下、または資本金3億円以下」などの中小企業者の定義(図表1)はこれまでと変わりません。

### 中堅・中小企業に 直接影響する 改正ポイント

#### ■賃上げ促進税制

大綱には税制改正の意図が書かれています。新型コロナウイルス禍が一段落した現在も物価のインフレが続く、世界的にも物価上昇は続いています。ところが、諸外国ではインフレに伴って賃金も上昇しているのに対し、日本では実質賃金が2023年12月時点で21カ月連続のマイナスです。

そのため政府は、インフレによる物価上昇に合わせた賃上げと、「安い日本から

の脱却」を目指しています。その想いを込めたのが、今回大幅に改正された賃上げ促進税制です。具体的な改正内容は次の3点です。

#### 一定の給与増加額に対して控除を認める

税区分は、大企業・中堅企業と中小企業の二つに大きく区分されています。この賃上げ促進税制は数年前から続いていて、今回の改正で3年間延長され、かつ適用要件が緩和されました。控除率が上がった点も特筆すべき変更点です。

- 大企業・中堅企業は全雇用者の給与等支給・増加額の最大35%を税額控除

- 中小企業は、増加額の最大45%を税額控除

※税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額または所得税額の20%(経済産業省の資料より)

#### 中小企業を対象に 5年間の繰越税額控除制度が新設

今回の改正で、繰越税額控除の制度が初めて新設されました。中小企業へのインパクトがとても大きいです。これまでは、せっかく給与額を上げても、その年が赤字で利益が出なければ、法人税

の控除が受けられませんでした。中小企業の半数以上は赤字と言われていますから、半数以上の中小企業は賃上げ税制の恩恵を受けられませんでした。つまり赤字であればそもそも払う法人税がなく、給与を増額しても控除の恩恵が受けられなかったのです。

今回の改正で繰越ができるようになるのと、たとえ赤字の企業でも、翌年以降に黒字化すれば賃上げ分を控除に充てられるようになり、より控除を受けやすくなるのです。

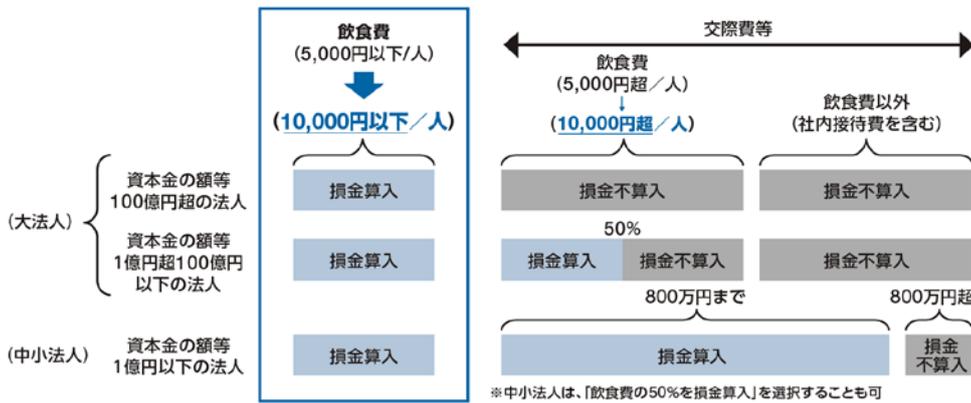
給与を上げたうえに、更に利益が赤字では苦しい一方でした。改正後は、最大で5年間繰り越せるため、6年目以降に黒字が出れば控除対象に充てられます。納税額を減らせる意味では、中小企業にとって朗報だと思います。

雇用者全体の給与が前年対比1.5%以上増えていれば基本的な要件は満たすため、多くの中小企業にとって取り組みやすく、恩恵を受ける企業が増えるはず。今回の税制改正の中で、法人税の減税効果が一番受けやすい制度だと思います。これは、「積極的に賃上げをしてください」という政府からのメッセージになっています。

#### 教育訓練費や子育て支援の要件を 満たせば、控除額の上乗せ加算対象に

従来からあった教育訓練費の上乗せ要

[図表2]交際費から除外される飲食費にかかる見直し



出典:「令和6年度 税制改正(案)のポイント」(財務省)

**事業承継税制**  
事業承継に関し、2018年からの10年間で納税が猶予される特例措置について、特例承継計画の提出期限が2026年3月までと、2年間延長されました。2027年12月31日(個人事業者は2028年12月31日)までの適用期限は延長されないものの、エントリー(書類提出)の期限が延長されたのです。相続税や贈与税を払える資産や預金がなく、財産

交際費などの範囲から除外され、損金に参入できる金額が、1人あたり5千円以下から、1人あたり1万円以下に引き上げられました。要するに、全額を経費にできる1人あたりの飲食費の上限額が1万円以下に引き上げられました。どの企業にも影響する改正です。ちなみに、中小企業の交際費枠上限額800万円は変更されていません。(図表2)

中小企業倒産防止共済の改正  
中小企業倒産防止共済(通称:経営セーフティ共済)が改正されます。今回の改正で、2024年10月1日以降の契約については、契約を解除し、再契約した場合、契約解除の日から2年間を置かないと経費計上ができなくなります。中小企業倒産防止共済の掛け金は最大800万円まで積立てが可能で、掛け金は損金扱いにできます。取引先の倒産などで、赤字や経営難に陥った中小企業を連鎖倒産から救済するための制度です。解約すれば、掛け金を解約手当金(ただし課税対象)として受け取れます。つまり、実質的には課税の繰り延べ(節税対策)になるのですが、「掛け金が満額100%戻ってくる掛金納付月数3年4カ月時点で解約して、すぐ再加入を行う」という、制度本来の理念とは異なる利用のされ方が増えたため、今回の改正とな

のほとんどが自社株式の場合なら税金が払えない事態に陥りますが、当特例措置にエントリーしておけば、100%(全額)猶予される可能性があります。2代目・3代目の跡取りに事業承継を考えている社長は、大きく関係する税制です。将来関係してくる可能性が少しでもあるのであれば、エントリーだけしておいても損はありません。

**相続時精算課税制度の改正**  
特に何も対策をしなければ「暦年贈与」が適用されるのですが、親子間では相続時精算課税制度が使えます。当制度を使用するためのエントリー(書類提出)を行うと、生涯で2500万円まで贈与税が非課税になります。しかし今回の改正で、相続時精算課税制度の中に、年間

暦年贈与の改正  
年間110万円までは贈与税がかからない暦年贈与の場合、贈与が発生して以降、贈与者が3年以内に亡くなると、その贈与分は相続の財産に足戻す必要があります。今改正では、その年数が7年以内に延長されます。つまり、より早期から対策を打っておかないと、贈与で財産を移管できたと思っても、結局は被贈与者に相続税がかかってしまう可能性があります。税負担の公平性の担保の観点から行われる税制改正です。

\*相続または遺贈により財産を取得した人に限られます。

件に加え、子育てとの両立・女性活躍支援の上乗せ要件が新設されました。しかし認定を受けるための要件はなかなか厳しいことを、頭の片隅に入れておいてください。教育訓練費は要件を満たせば税額控除率を大企業・中堅企業では5%、

中小企業では10%、子育てとの両立・女性活躍支援は認定を受けられれば5%上乗せされます。

中小企業では10%、子育てとの両立・女性活躍支援は認定を受けられれば5%上乗せされます。

社長自身など 個人が大きく影響を受ける 税制改正



110万円の基礎控除の枠が設けられました。早期の財産移転を促すのが改正の狙いです。

これらの贈与税に関する改正は2023年度の税制改正時のもので、2024年1月1日から影響があります。

### ■ 定額減税

個人の所得税3万円と住民税1万円、本人及び扶養義務者1人あたり合計4万円が減税されることになり、実質手取り額が増えます。

### ■ 【検討中】子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充

令和7年度税制改正において生命保険

料控除制度の一部拡充が検討されると記載されました。住宅ローン減税や扶養控除など、子育て支援関連項目と合わせて検討される可能性があります。これらの狙いは少子化対策で、子育て世帯がより使いやすい税制を作るとの観点から、検討事項として大綱に盛り込まれています。

子どもの扶養がある場合、所得税の一般生命保険料控除の上限額が6万円に拡充されることが検討項目として挙げられています。ただし、合計の控除額上限12万円は変更ありません。

住宅ローン減税や扶養控除については、これから具体的な数字が検討されると予想されます。

### ■ 【検討中】iDeCoの改正

個人型確定拠出年金iDeCoの加入可能年齢が70歳に引き上げられ、また、拠出限度額を引き上げることが検討されると大綱に盛り込まれました。

### 改正を受けて 企業がとるべき次の行動

繰り返しますが、今回の税制改正で最も重要かつ最大の注目ポイントはやはり賃

上げ促進税制です。積極的に賃上げを行っていくことで社員のモチベーションも上がり、それが将来への事業投資にもなります。また、税額控除の影響を大きく受けることができます。

社員教育についても、従業員に研修を受けてもらうことで人材投資になり、また税額控除の対象になる点はかなり大きな影響があります。

最低限で基本給の総額を1・5%以上増加させる要件があるため、事業年度単位で賃上げを計画していく必要があります。例えばせつかく給与を上げても、直近の事業年度での給与の総支給額が1・4%しか上がっていないければ、控除を受けられません。これは、とてももったいないことをしてしまう可能性があります。そうならないためにも、今から事業計画として見据え、準備を進めたほうがよいでしょう。

いずれにしても控除対象とするためには、条件を満たす細かい要件があるため、ぜひ顧問税理士さんにご相談のうえ、計画を進めてください。例えば直前期分の給与総額からは、役員報酬を除くことや、雇用保険の被保険者ではない従業員の給与を含めないなど細かい要件があるため、事前に知ったうえで税理士に相談するほうがよいでしょう。

税理士法人アイユーコンサルティング  
税理士

青木 恵

(あおき めぐむ)

大学卒業後、福岡地場の中堅税理士法人に入社。

ここでは通常の税務顧問のみならず、給与計算・社会保険の労務等、広範囲での業務を経験。

一般の事業会社の大規模法人から学校法人等の特殊法人の業務も行う。

2015年に税理士法人アイユーコンサルティング入社。入社後は前職の経験を活かした顧問業務や年間50件(累計300件)を超える相続税申告に対応。20億超の資産家の相続税申告も経験している。

顧問業務と相続業務等で培った経験を活かし、様々な角度からお客様に寄り添ったアドバイスを常に心がけている。

コンサルティング業務を通じて、出会ったすべてのお客様に豊かさを提供できることをモットーとしている。

<https://bs.taxlawyer328.jp/member/megumu-aoki/>

本誌に掲載の記事は  
2024年3月1日時点での情報を  
基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階  
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 24 - 1715, 法人開拓戦略室)